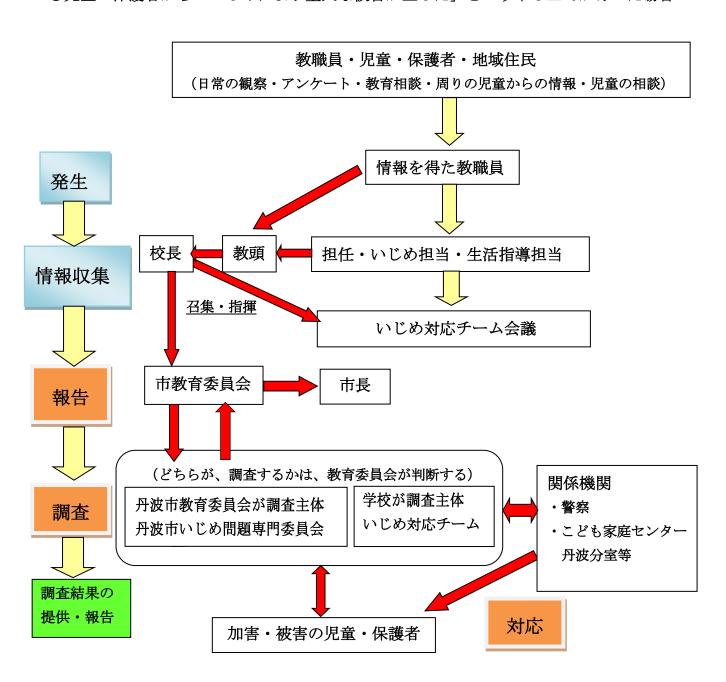
## 「いじめ」・重大事態対応体制

- ○児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた時
  - ・自殺の企図

- ・身体への重大な損害
- ・金品等への重大な被害
- ・精神性の疾患の発症
- 〇いじめにより、相当の期間(年間30日・一定期間連続)欠席及び疑いがある時
- ○児童・保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合



## 「いじめ」対応体制

